

スマートルーミング・ライナフアプリ（管理者）利用規約

本規約は、株式会社ライナフ(以下「当社」)が提供する「スマートルーミング」「ライナフアプリ」（第2条で定義する。）の利用について、当社と本システムを利用する企業（以下「利用者」といい、当該企業の業務委託先企業を含む）に適用される条件を定めるものである。

第1条(適用)

本規約は、利用者と当社との間の本システムの利用に関わる一切の關係に適用されるものとする。

第2条(定義)

- (1) 「スマートルーミング」とは、当社から提供するハードウェア（別紙に記載）の管理および入居者の管理を行うWebシステムをいう。
- (2) 「ライナフアプリ」とは、スマートルーミングでアカウント発行を行うことで操作が可能となるスマートフォンアプリをいう。
- (3) 「本システム」とは、スマートルーミングおよびライナフアプリの総称である。
- (4) 「本契約」とは、利用者の申込みと当社の承諾により、本規約に基づき発生する契約関係をいう。

第3条(申込と承諾)

利用者になろうとする者は、本規約の内容を承諾した上で、当社が指定する申込書に必要な事項を記入し、押印の上、本システムの利用の申込をするものとする。もしくは、当社から既にスマートルーミングの管理者アカウントを付与している場合は、スマートルーミングの利用開始時に表示される本規約への同意を以て申込みとする。

なお、当社は、申込み内容に以下の事由があると判断した場合には、申込みを承認しないことがあるが、その理由については一切の開示する義務を負わない。

- (1) 申込み内容に虚偽があった場合。
- (2) 申し込みをした企業が、過去に当社との間で契約違反があった場合。
- (3) その他、当社が本システムの利用を適切ではないと判断した場合。

第4条(利用条件)

利用者は、以下の条件で本システムを利用するものとする。

- (1) 契約開始日：スマートルーミングのアカウントを発行して利用者へ通知した日。
- (2) 稼働環境：WEBサイトはMicrosoft EdgeおよびGoogle Chromeの最新バージョンでの動作は保証する。
- (3) 権利帰属：当社は利用者に対して契約期間内における本システムの利用を許諾するものであり、契約期間中および契約期間終了後も、権利は当社（またはその権利を有する第三者）に帰属する。

第5条(IDおよびパスワードの管理)

利用者は、当社が供給する本システムのIDおよびパスワードを、下記の条件で管理することに合意するものとする。

- (1) 当社は利用者が管理画面を利用できるように利用者用IDおよびパスワードを付与する。
- (2) 利用者は、自己の責任において、本システムの利用者用IDおよびパスワードを管理するものとする。
- (3) 当社は、利用者用IDとパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、その利用者用IDを登録している利用者自身によるものとみなす。万が一、管理を怠ったために損害が発生した場合は、全て利用者の負担とし、当社はいかなる責任も負わない。

第6条(禁止事項)

利用者は、本システムの利用にあたり、以下の行為をしてはならない。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為。
- (2) 犯罪行為に関連する行為。
- (3) 当社のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為。
- (4) 本システムの運営を妨害するおそれのある行為。
- (5) 他の利用者または他の入居者に関する個人情報を収集または蓄積する行為。
- (6) 本のシステムの改良、変更、解析する行為。
- (7) 本のシステムの譲渡、購入、販売、質入、転貸または再使用承諾する行為。
- (8) 他の利用者になりすます行為。
- (9) 本のシステムに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為。
- (10) 第三者へ本システムに関するIDおよびパスワードを開示する行為。
- (11) 第三者に本システムを利用させる行為。
- (12) その他、当社が不適切と判断する行為。

第7条(本システムの提供の停止・中断)

当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、利用者に事前に通知することなく本システムの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとする。なお、当社は、本システムの提供の停止または中断により、利用者または第三者が被ったいかなる不利益または損害について、一切の責任を負わない。

- (1) 本システムにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合。

- (2) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本システムの提供が困難となった場合。
- (3) コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合。
- (4) その他、当社が本システムの提供が困難と判断した場合。

第8条(利用制限・登録抹消)

当社は、利用者が以下に該当する場合には事前の通知なく、利用者に対して、本システムの全部もしくは一部の利用を制限し、または利用者としての登録を抹消することができるものとする。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合。
- (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合。
- (3) 銀行取引停止処分を受けた場合。
- (4) 手形の不渡りが生じた場合。
- (5) 第三者から仮差押え、仮処分、差押え、滞納処分その他の強制執行処分を申し立てられた場合。
- (6) 破産、民事再生手続き、会社更生手続きまたは特別清算手続きの申立、あるいは申立をなされた場合。
- (7) その他、当社が本システムの利用が適当でないと判断した場合。

第9条(返却)

本契約が終了した際は、利用者はただちに本システムの利用を停止とするものとする。

第10条(免責事項)

当社の損害賠償責任は、当社の故意または重過失によらない場合には免責されるものとする。当社が何らかの理由によって責任を負う場合は、当社が提供するハードウェアごとに別紙に定める金額の通り賠償の責任を負うものとする。当社は、本システムの利用に関して、利用者その他の利用者、入居者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について、一切責任を負わない。

第11条(システム内容の変更等)

当社は、利用者に通知することなく、本システムの内容を変更または本システムの提供を中止することができるものとし、これによって利用者に生じた損害について一切の責任を負わない。

第12条(利用規約の変更)

当社は、必要と判断した場合には、利用者に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとする。なお、利用者の権利を制限し、または利用者の義務を加重する変更については、当社は利用者の事前の承諾を得るものとする。

第13条(通知または連絡)

利用者当社との間の通知または連絡は、メールまたは書面によって行うものとする。

第14条(権利義務の譲渡の禁止)

利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできない。

第15条(プライバシーポリシー)

当社は、個人情報の取扱いについては、法令および当社のプライバシーポリシー (<https://linough.com/privacypolicy/>)、ライナフアプリ利用規約 (https://www.smartrooming.net/contents/app_terms_of_use) に準拠する。

第16条(反社会勢力の排除)

当社および利用者は、それぞれ、本契約締結日において、自らが反社会的勢力に該当せず、また、反社会的勢力に該当する者と業務提携関係その他の継続的な取引関係を有しないことを表明および保証し、かかる状態を将来にわたって維持することを誓約する。

当社および利用者は、それぞれ相手方に対して、法的な責任を超えた要求および暴力的な要求その他の不当な要求行為を行わず、また、これに類する行為を行わない。

当社および利用者は、相手方が本条の表明に関して虚偽の申告をし、または本条の確約に違反したことが判明した場合には、催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとする。

本条の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

また、かかる解除により解除した者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第17条(準拠法・裁判管轄)

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とする。本契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

2023年1月30日制定
2023年5月15日改定
2023年11月1日改定
2024年2月20日改定
2024年3月6日改定

株式会社ライナフ
代表取締役 滝沢 潔

別紙1：提供ハードウェア

スマートルーミング・ライナフアプリ（管理者）利用規約に加え、以下に基づいて見積書に記載された各ハードウェアを提供します。

1. NinjaLockM

- (1) 定義：「NinjaLockM」とは、建物の専有部および共有部に設置する、ライナフアプリで解錠操作や設定変更を行う装置をいう。
- (2) 契約開始日：機器の納品が完了した日。
- (3) 契約期間：販売のため無し。
- (4) 保証期間：納品日より2年。NinjaLockM延長保証を申込みの場合、納品日より7年。ただし、NinjaLockM延長保証は納品日より2年以内の申込が必要となる。
- (5) 利用料金：見積書に記載の通りとする。
- (6) 権利帰属：見積書に記載の金額が支払われた時点をもって利用者に帰属する。
- (7) 責任負担：利用者に権利が帰属した後は、当社は利用者に対して責任を負わない。ただし、保証期間を除くものとし、利用者は当社が求める必要な措置に積極的に協力することとする。
- (8) 請求者：当事者への弁済費用請求は協議のうえ利用者または当社が行うこととする。当社が行う場合、利用者は当事者への請求にあたり、当社が求める必要な措置に積極的に協力することとする。
- (9) 免責事項：当社の損害賠償責任は、当社の故意または重過失によらない場合には免責されるものとする。当社が何らかの理由によって責任を負う場合は、1台当たり10,000円を上限として賠償の責任を負うものとする。当社は、NinjaLockMの利用に関して、利用者その他の利用者、入居者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について、一切の責任を負わない。
- (10) その他：デジタルキー発行プランでの契約の場合、入居者にスマートルーミングより権限付与を行った際に、デジタルキー発行料を見積書に記載の通り当社から利用者に請求するものとする。当社は利用者のスマートルーミングの権限付与履歴を参照し、当月分を月末で集計し翌月に請求するものとする。ただし、権限付与が行われなかった月の請求は行わない。

2. NinjaEntrance

- (1) 定義：「NinjaEntrance」とは、集合住宅のエントランス部に設置する、ライナフアプリで遠隔でエントランスドアを解錠する装置をいう。電源ケーブル等の付属部品も含まれる。
- (2) 契約開始日：本ハードウェアを設置した日またはスマートルーミングのアカウントを発行して利用者に通知した日のいずれか遅い日
- (3) 契約期間：契約開始日の当月1日から1か月とする。
- (4) 契約の更新及び終了：契約満了日5日前までに利用者または当社からの書面による解約の申し出、またはスマートルーミング上での解約の申し出がない場合は、同じ条件で自動更新される。ただし、無料期間はこの限りではない。
- (5) 利用料金：見積書、またはスマートルーミング上での申込書に記載の通りとする。
- (6) 権利帰属：当社は利用者に対して契約期間内におけるNinjaEntranceの利用を許諾するものであり、契約期間中および契約期間終了後も、NinjaEntranceの所有権を含むその他の権利は当社（またはその権利を有する第三者）に帰属する。
- (7) 責任負担：利用者は、NinjaEntranceの紛失、故障、損壊については、利用者、入居者、その他の利用物件の訪問者（以下「当事者」という）の故意または過失がない限り、当社に対して責任を負わない。当事者に故意または過失がある場合、当事者が特定できないときに限り利用者は当社に対して責任を負わない。ただし、当事者を特定するため、利用者は防犯カメラの映像確認等、当社が求める必要な措置に積極的に協力することとする。
- (8) 請求者：当事者への弁済費用請求は協議のうえ利用者または当社が行うこととする。当社が行う場合、利用者は当事者への請求にあたり、当社が求める必要な措置に積極的に協力することとする。
- (9) 提供の停止・中断：NinjaEntranceが盗難、故障、損壊により修理または交換が必要となった場合、利用者に事前に通知することなくNinjaEntranceの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとする。なお、当社は、NinjaEntranceの提供の停止または中断により、利用者または第三者が被ったいかなる不利益または損害について、一切の責任を負わない。
- (10) 返却：本契約が終了した際は、NinjaEntranceを当社に返却するものとする。（当社がNinjaEntranceの撤去作業を行う場合には、利用者となるべく早い作業日程を調整する。）万が一、利用者の故意・過失に基づく破損、紛失等により返却できない場合は、その旨を当社に通知し、利用者はこれらの時価を賠償するものとする。
- (11) 免責事項：当社の損害賠償責任は、当社の故意または重過失によらない場合には免責されるものとする。当社が何らかの理由によって責任を負う場合は、本利用者が直近3か月分の当社に対して支払い済みの直近3か月分の利用料金NinjaEntranceの月額利用料を上限として賠償の責任を負うものとする。当社は、NinjaEntranceの利用に関して、利用者その他の利用者、入居者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について、一切の責任を負わない。
- (12) その他：デジタルキー発行プランでの契約の場合、入居者にスマートルーミングより権限付与を行った際に、デジタルキー発行料を見積書に記載の通り当社から利用者に請求するものとする。当社は利用者のスマートルーミングの権限付与履歴を参照し、当月分を月末で集計し翌月に請求するものとする。ただし、権限付与が行われなかった月の請求は行わない。

3. ライナフGate・ライナフGateインターホン

- (1) 定義：「ライナフGate」とは、集合住宅のエントランス部にiPadを設置し、顔認証によりエントランスドアを解錠するiPadアプリによるサービスをいう。「ライナフGateインターホン」とは、集合住宅のエントランス部にiPadを設置し、当該iPadから部屋番号を選択することにより、利用者の管理する集合住宅に入居している入居者のスマートフォンにインストールされたライナフアプリとの間で通話をするiPadアプリによるサービスをいう。
- (2) 契約開始日：本ハードウェアを設置した日またはスマートルーミングのアカウントを発行して利用者に通知した日のいずれか遅い

- 日。
- (3) 契約期間：別途当社から利用者へ提示する見積書に記載する。契約満了日30日前までに利用者または当社からの書面による解約の申し出がない場合は、契約期間を1年に変更の上、その他については同じ条件で自動更新される。なお、契約期間途中での契約解除時には、見積書に記載の金額を一括で支払うものとする。
 - (4) 利用料金：見積書に記載の通りとする。
 - (5) 権利帰属：当社は利用者に対して契約期間内におけるライナフGate・ライナフGateインターホンの利用を許諾するものであり、契約期間中および契約期間終了後も、ライナフGate・ライナフGateインターホンの所有権を含むその他の権利は当社（またはその権利を有する第三者）に帰属する。
 - (6) 責任負担：利用者は、ライナフGate・ライナフGateインターホンに関する製品の紛失、故障、損壊については、利用者、入居者、その他の利用物件の訪問者（以下「当事者」という）の故意または過失がない限り、当社に対して責任を負わない。当事者に故意または過失がある場合、当事者が特定できないときに限り利用者は当社に対して責任を負わない。ただし、当事者を特定するため、利用者は防犯カメラの映像確認等、当社が求める必要な措置に積極的に協力することとする。
 - (7) 請求者：当事者への弁済費用請求は協議のうえ利用者または当社が行うこととする。当社が行う場合、利用者は当事者への請求にあたり、当社が求める必要な措置に積極的に協力することとする。
 - (8) 提供の停止・中断：当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、利用者に事前に通知することなく本システムの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとする。なお、当社は、本システムの提供の停止または中断により、利用者または第三者が被ったいかなる不利益または損害について、一切の責任を負わない。
 - 1 本ハードウェアが盗難、故障、損壊により修理または交換が必要になった場合。
 - 2 本システムにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合。
 - 3 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本システムの提供が困難となった場合。
 - 4 コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合。
 - 5 その他、当社が本システムの提供が困難と判断した場合。
 - (9) 返却：本契約が終了した際は、ライナフGate・ライナフGateインターホンに関する製品を当社に返却するものとする。（当社が撤去作業を行う場合には、利用者となるべく早い作業日程を調整する。）万が一、利用者の故意・過失に基づく破損、紛失等により返却できない場合は、その旨を当社に通知し、利用者はこれらの時価を賠償するものとする。
 - (10) 免責事項：当社の損害賠償責任は、当社の故意または重過失によらない場合には免責されるものとする。当社が何らかの理由によって責任を負う場合は、本利用者が直近3か月分の当社に対して支払い済みの直近3か月分の利用料金を上限として賠償の責任を負うものとする。当社は、ライナフGate・ライナフGateインターホンの利用に関して、利用者と他の利用者、入居者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について、一切の責任を負わない。
 - (11) その他：特別プランでの契約の場合、利用物件における新規入居者へのライナフアプリアカウントの発行を必須条件とする。尚、利用者がスマートリングより入居者に対してライナフアプリアカウントの権限付与を行った際に、顔認証登録料を見積書に記載の通り当社から利用者へ請求するものとする。当社は利用者のスマートリングの権限付与履歴を参照し、当月分を月末で集計し翌月に請求するものとする。ただし、権限付与が行われなかった月の請求は行わない。最後にライナフアプリアカウントの発行を行った日より、1年間新規でライナフアプリアカウントの発行が行われなかった場合、1回分の顔認証登録料を当社から利用者へ請求するものとする。ただし、入居者の入れ替わりが行われなかったことを利用者が当社に対して示した場合には請求しないものとする。

別紙2：スマートルーミング代行プラン

スマートルーミング・ライナフアプリ（管理者）利用規約に加え、以下に基づいて発注書に記載されたアカウント代行プランを提供します。

- (1) 定義：利用者からの委託により、当社が、該当物件のスマートルーミングのアカウント発行、修正、削除等の業務を代行することをいう。利用者は本サービスを利用するにあたり、管理責任者を選定し、一切の情報管理について責任を負うものとする。作業に必要な入居者および契約情報は、利用者または管理責任者が入居者から取得し当社に連絡するものとする。
- (2) 利用料金：見積書に記載の通りとする。
- (3) 責任負担：当社は利用者から委託された作業の実施についてのみ責任を負う。委託業務における入居者および契約に関する一切の情報は利用者または管理責任者の責任において管理運営するものとする。
- (4) 免責事項：当社の損害賠償責任は、当社の故意または重過失によらない場合には免責されるものとする。当社が何らかの理由によって責任を負う場合は、本プランの(2)で記載の利用料金を上限として賠償の責任を負うものとする。